

# 住宅手当「持ち家分」廃止を阻止!

## 霞ヶ関（本府省）の手当を新設しながら

# 賃金改善なしの不当勧告!



# 勤務時間15分の短縮 非正規の改善を打ち出す

人事院は八月七日、国会と内閣に国家公務員の給与等の勧告を行いました。主な内容は、①基本給と一時金ともに据え置く二年ぶりの「ゼロ勧告」とした上で、本省庁職員のみを優遇する手当の新設、②所定内勤務時間を週38時間45分と一日15分の短縮、③「非常勤職員の給与に関するガイドライン」を提示し、

一定の改善方向を、④住居手当(持家手当)の廃止については見送るといふものです。県本部は全労連・自治労連とともに、08春闘から夏季闘争を、「貧困と格差の是正」を掲げ、すべての労働者の賃金底上げ・均等待遇をめざして国民的な共同の運動を展開してきました。「ゼロ勧告」は極めて不当ですが、勤務時間の短縮や

非常勤職員の改善方向、住宅手当の扱いは、この間のたたかいを反映した成果として重要です。08人勧の問題点 第一に、08春闘での民間相場や諸物価の高騰による生活悪化をまったく反映していないこと。第二に、国は今秋からの人事評価制度の試行を行うとしていますが、評価結果を人事・賃金に連動することを打ち出してい

ること、第三に、住居手当の「持ち家」について、来年度に向けて廃止を検討するとして「火種」を残していること、第四に、ガソリン代等の高騰で強い緊急要求である通勤費(交通用具利用)の改善を触れていないことです。08秋季年末闘争 総務省は、「制度は国準拠、水準は地場賃金」をテコに地方自治体への

不当な勧告の押しつけを強めることは必死です。勧告での改善部分は、早急かつ抜本的な改善を求めましょう。自治体の正規・非正規、関連労働者の生活改善につながる賃金・労働条件の改善、「能力・成果主義」賃金制度導入や現業賃金改善反対などの諸要求前進めざし職場からのたたかいに全力をあげましょう。また、総選挙がいつでもあり得る情勢のもとで、悪政を転換するチャンスでもあります。くらしと地方自治拡充にむけ、政治の流れの変化を



第458号 2008年8月7日 国人勧特集  
発行：自治労連千葉県本部 043-271-9393 FAX:043-271-0000  
千葉県中央区洲1-10-8 自治体福祉センター内  
E: chiba@jichiroren.jp URL: http://www.jichirorenchiba.jp/  
責任者：長平 弘 編集長：小林 順一

さらに前進させるために  
ともに奮闘しましょう。

## 08 人勧の概要

- (給与改定関係)
- 1、官民較差・給料表等の改定  
格差が0.04% (平均136円) で少ないことから、改定しない。
  - 2、期末勤労手当 改定しない。
  - 3、医師の給与改善 特別に改善する。
  - 4、住居手当(持ち家)の廃止は、今回見送り、09勧告に向け検討。  
\* 通勤手当(交通用具使用者)の改定はふれず。
  - 5、非常勤職員の給与等  
非常勤職員の給与を決定する際の指針として「非常勤職員の給与に関するガイドライン」を策定。  
これに加え、休暇及び健康診断の在り方に、任用形態・勤務形態の在り方も検討など、政府全体として、幅広く検討。  
給与構造改革関連
  - 6、①本府省業務調整手当の新設  
課長補佐は本俸の9.44%の額、係長4%、一般2%。  
②地域給の支給割合 平成21年度の暫定支給割合を定める。  
③勤務実績の給与への反映推進  
・新たな人事評価制度の導入に伴い、直近の評価結果等を昇給や勤労手当の勤務成績判定、期末特別手当に活用。  
・勤務成績の不良者に対して降給・降格の仕組みを整備。  
④60歳台前半の雇用問題、60歳台前後も含めた給与水準及び給与体系の在り方について、検討の準備を進める。
- (勤務時間に関する勧告)
- ・職員勤務時間を1日当たり7時間45分、1週間あたり38時間45分に改定することが適当。実施時期は平成21年4月とする。

## 非常勤職員の給与に関するガイドライン

- 1 俸給に相当する給与については、当該非常勤職員の職務と類似する職務の常勤職員に適用されている俸給表の1級の初号俸の俸給月額を基礎として、職務内容、在勤する地域及び職務経験等の要素を考慮して決定すること。
- 2 通勤手当に相当する給与を支給すること。
- 3 相当長期にわたって勤務する職員に対し、期末手当に相当する給与について、勤務期間等を考慮の上、支給するよう努めること。
- 4 各府省においては、非常勤職員の給与に関し、上記1から3までの趣旨を実施するよう、規程を整備すること。